



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 訓令		
*2 和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令	(総務課)	1
*3 出勤簿取扱規程の一部を改正する訓令	(人事課)	3
*4 和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令	(〃)	3
*5 和歌山県守衛服務規程を廃止する訓令	(管財課)	4
*6 和歌山県用務員服務規程を廃止する訓令	(〃)	4
*7 和歌山県公営企業被服等貸与規程の一部を改正する訓令	(公営企業課)	4
*8 和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令	(総務事務集中課)	5

訓 令

和歌山県訓令第2号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県公文書管理規程（平成13年和歌山県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第13号中「情報処理システム」の次に「（次条第1項第2号、第95条及び第95条の2において「情報処理システム」という。）」を加える。

第3条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 総務課長が承認した情報処理システムにより事務及び事業に関する意思決定を行う場合

第3条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項ただし書の場合において、同項第2号に該当するときは、電磁的記録を作成することとする。

第24条第1項中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第95条中「又は簡易起案用紙を用いて」を「若しくは簡易起案用紙を用いて、又は総務課長が承認した情報処理システムにより」に改める。

第95条の次に次の1条を加える。

(情報処理システムによる事務及び事業の意思決定)

第95条の2 情報処理システムによる事務及び事業に関する意思決定に当たっての第3条第3項の規定による電磁的記録の作成については、総務課長が承認した情報処理システムにより起案し、上司の決裁を受けることにより行うものとする。

第96条第1項第2号中「（昭和62年和歌山県訓令第7号）」を削る。

別表第1第1項の表過疎対策課の項を次のように改める。

移住定住推進課

移推

別表第1第1項の表健康推進課の項の次に次のように加える。

国民健康保険課	国保
---------	----

別表第1第2項の表海草振興局の部建設部の款管理課の項を削り、同款道路整備課の項を次のように改める。

管理保全課	海建管
-------	-----

別表第1第2項の表那賀振興局の部建設部の款用地・管理課の項中「用地・管理課」を「用地課」に改め、同項の次に次のように加える。

管理保全課	那建管
-------	-----

別表第1第2項の表那賀振興局の部建設部の款京奈和高速事務所の項を削り、同表伊都振興局の部建設部の款用地・管理課の項中「用地・管理課」を「用地課」に改め、同項の次に次のように加える。

管理保全課	伊建管
-------	-----

別表第1第2項の表有田振興局の部建設部の款用地・管理課の項中「用地・管理課」を「用地課」に改め、同款道路課の項及び河港課の項を次のように改める。

管理保全課	有建管
工務課	有建工

別表第1第2項の表日高振興局の部建設部の款用地・管理課の項中「用地・管理課」を「用地課」に改め、同項の次に次のように加える。

管理保全課	日建管
-------	-----

別表第1第2項の表西牟婁振興局の部建設部の款用地・管理課の項中「用地・管理課」を「用地課」に改め、同款道路整備課の項を削り、同款道路課の項及び河港課の項を次のように改める。

管理保全課	西建管
工務課	西建工

別表第1第2項の表東牟婁振興局の部串本建設部の款総務管理課の項中「総務管理課」を「総務用地課」に改め、同項の次に次のように加える。

管理保全課	串建管
-------	-----

別表第1第2項の表東牟婁振興局の部串本建設部の款七川ダム管理事務所の項の次に次のように加える。

近畿自動車道紀南高速事務所	串建近
---------------	-----

別表第1第2項の表東牟婁振興局の部新宮建設部の款用地・管理課の項中「用地・管理課」を「用地課」に改め、同款道路課の項及び河港課の項を次のように改める。

管理保全課	新建管
-------	-----

工務課

新建工

別表第1第3項第1号の表農業大学校の部を次のように改める。

農林大学校	総務部、農学部及び林業 研修部	和農林大
	就農支援センター	和就セ

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第3号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

出勤簿取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

出勤簿取扱規程の一部を改正する訓令

出勤簿取扱規程（昭和30年和歌山県訓令第606号）の一部を次のように改正する。

第3条中「本庁の部の局長以上の職にある者を除く」を「和歌山県職員服務規程（昭和63年和歌山県訓令第6号）第1条に規定する職員をいう」に改め、「同じ。）」の次に「のうち、超過勤務等管理システム（和歌山県情報処理規程（昭和62年和歌山県訓令第7号）第2条第1号に規定する情報処理システムであつて、電子計算機を用いて職員の勤務時間、休暇等に関する事務を行うことができるものをいう。）により出勤簿が作成されない者」を加える。

第4条中第13号及び第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号から第19号までを2号ずつ繰り上げる。

第7条の見出し及び同条第1項中「記入」を「記録」に改め、同項第13号及び第14号を削り、同項第15号を同項第13号とし、同項第16号から第18号までを2号ずつ繰り上げ、同条第2項及び第3項中「記入」を「記録」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第4号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員服務規程（昭和63年和歌山県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、知事は、公務の運営上の事情により当該休憩時間において職員に勤務することを命じた場合には、当該勤務を命じた日の前号に定める勤務時間の範囲内で休憩時間を変更することができる。

第3条の2第2号中「、国体推進監」を削る。

第20条第2項中「和歌山県文書規程（昭和61年和歌山県訓令第2号）第11条」を「和歌山県公文書管理規

程 (平成13年和歌山県訓令第13号) 第17条」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第5号

庁中一般

和歌山県守衛服務規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県守衛服務規程を廃止する訓令

和歌山県守衛服務規程 (昭和41年和歌山県訓令第8号) は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

和歌山県訓令第6号

庁中一般

和歌山県用務員服務規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県用務員服務規程を廃止する訓令

和歌山県用務員服務規程 (昭和41年和歌山県訓令第9号) は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第7号

庁 中 一 般

各 地 方 機 関

和歌山県公営企業被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公営企業被服等貸与規程の一部を改正する訓令

和歌山県公営企業被服等貸与規程 (平成17年和歌山県公営企業訓令第5号) の一部を次のように改正する。

別表第1公営企業課の項中

「

ゴム長靴	1	24
------	---	----

」を「

ゴム長靴	1	24
ヘルメット	1	36

」に改め、

同表和歌山県工業用水道管理センターの項中

「

ズック靴	1	24
------	---	----

」を「

ズック靴	1	24
ヘルメット	1	36

」に改める。

別表第2中「ヘルメット」を「安全靴」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第8号

庁 中 一 般
各 か い
各 地方機関

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県物品調達事務規程（平成10年和歌山県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2伊都振興局の項中「農業大学校（就農支援センターを除く。）」を「農林大学校（林業研修部及び就農支援センターを除く。）」に、「紀北工業高等学校 伊都高等学校」を「紀北工業高等学校」に改め、同表日高振興局の項中「農業大学校就農支援センター」を「農林大学校就農支援センター」に改め、同表西牟婁振興局の項中「世界遺産センター」を「世界遺産センター 農林大学校林業研修部」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。